情勢

森林組合の資金の借入動向と市町村との関わり

――第30回森林組合アンケート調査結果から――

主事研究員　安藤範親

はじめに

当総研では森林組合へのアンケート調査を，森林組合の事業や経営の動向，当面する諸課題などを適時・的確に把握し，森林組合系統の今後の事業展開に資することを目的として，毎年実施している。

なお，森林組合へのアンケート調査は今まで農林中金総合研究所が農村金融研究会に委託し実施していたが，同研究会が2017年９月に解散したことを受け，今回調査からは，農林中金総合研究所が農林中央金庫と連携して実施した。

本稿は，17年に104組合を対象に実施した「第30回森林組合アンケート調査」の結果から，「調査対象組合の概況」に加え，本調査の題目である「資金の借入動向」および「市町村との関わり」について紹介する。

1　調査対象組合の概況

回答104組合の平均像（16年度概数）は，管内森林面積約５万３千ha（うち組合員所有林２万４千ha），組合員3,900人（うち管外居住者数370人），内勤職員18人，直接雇用現業職員40人である。これらの指標は，全国組合の平均のおおむね1.3～1.6倍程度である（第１表）。

組合職員数のうち，内勤職員数は過去５年間に大きな変化はない。他方，直接雇用現業職員数は40人で，12年の44人に対し減少している。現業職員数の増減は，主として造林担当の職員の動きを反映したものである。戦後造成された森林資源が成長し，利用段階に到達しているものの，主伐・再造林が進んでいないことなどから，造林の作業量が減少しているためと考えられる。伐出担当の職員数には，過去５年の動向に大きな変化はない。

16年度の組合の経営数値は，素材生産量が増加していることもあり，販売，加工の２部門とも15年度から取扱高・収支ともに上昇に転じた（第２表）。一方で主力事業で

第１表　対象組合の概況（2016年度）

（単位　ha，人）

	対象組合		全国組合平均(b)	a/b
	平均(a)	変動係数		
管内森林面積	52,705	0.66	39,246	1.3
組合員所有林	24,069	0.66	17,087	1.4
組合員数	3,852	1.05	2,451	1.6
管外居住者数	370	0.86	242	1.5
内勤職員数	18	0.71	11	1.6
直接雇用現業職員数	40	1.08	28	1.4

資料　全国組合は「平成28年度森林組合統計」（林野庁）
（注）1　全国組合の「直接雇用現業職員数」欄は，組合雇用労働者数（事務員を除く）。
2　変動係数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp

第2表　森林組合の取扱高と経営収支推移
（1組合当たり）

（単位　千円，％）

		16年度	前年度比増減率
取扱高	指導	3,884	△15.9
	販売	196,161	2.7
	加工	214,800	1.9
	森林整備	350,843	△4.3
	（素材生産量㎥）	21,578	3.8
収支	事業総利益	156,284	△1.3
	うち指導	△232	-
	販売	40,506	1.2
	加工	15,933	3.6
	森林整備	102,469	△3.1
	事業管理費	139,262	△0.6
	事業利益	17,023	△6.2
	事業外損益	6,655	-
	経常利益	19,654	△7.6
	特別損益	13,690	-
	税引前当期利益	21,150	△6.5

（注）　回答組合数は104。ただし「うち加工」については，加工取扱いのある組合の平均。
「素材生産量」は回答組合の平均。

ある森林整備部門は，取扱高・収支ともに減少している。主な増減理由について質問したところ，販売部門と加工部門は販売数量の変動，森林整備部門は事業量の変動であった。全体として，事業利益は17百万円，経常利益は20百万円，税引前当期利益は21百万円となり，それぞれ前年比減少している。

17年度の森林組合の業況が「良い」と答えた組合の割合から「悪い」と答えた組合の割合を差し引いた値（DI値）は，プラス９と前回調査（16年度）から27ポイント改善した。前回調査時は業況が悪化していたことが16年度決算の結果からもうかがえるが，今回の業況に関する調査結果から17年度は組合の経営数値が改善すると予想される。特に，東北，九州，北海道の順に「良い」と答えた組合の割合が高く，素材生産の活発な地域の業況が良いことを示している。なお，18年度以降の業況はプラスマイナス０と慎重な見方が多い。

2　資金の借入動向

森林組合の借入額は減少傾向にある。林野庁関係予算の公共事業費が減少傾向にあることや木材価格が低迷していること，景気の先行き不透明感があることなどが事業拡大や生産性を向上させる機材への投資を控えさせ，それが借入額の減少要因になっていると思われる。こうしたなかで，森林組合の借入れや金融機関との関係が現在どのような状況になっているのか伺った。

（1）　短期資金の借入先は銀行が最多

14～16年度の３か年の間に短期資金を借り入れたことがある組合は，調査組合の６割弱（58組合）であった。その使途として，７割強の組合が「造林・林産等事業の運転資金」と答えている（第１図）。短期資金の借入先は，銀行が最も多く，４割半ばの組合が銀行を利用していた。農林中金は４割，都道府県森連は４割弱，信用金庫や農

第1図　短期資金の使途（複数回答）

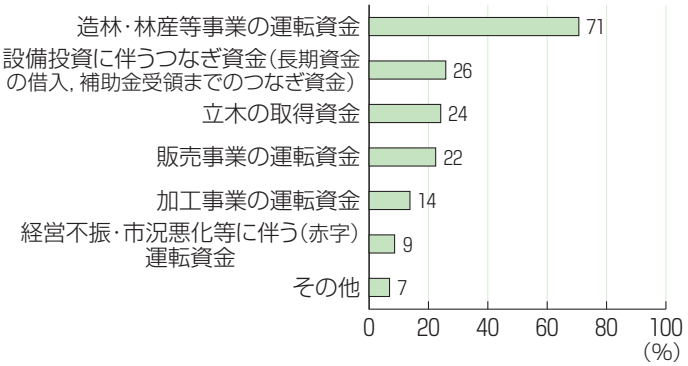

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp

協（JA）は１割半ばの利用状況となった。

なお，林野庁の森林組合統計（16年度）（以下「森林組合統計」という）より全国の森林組合の借入先をみると，都道府県森連が最も多く，次いで銀行となっている。本調査は，林野庁の調査（単年度）と調査対象期間に違いがあるものの，本調査の対象組合は，全国に比べ都道府県森連よりも銀行を利用する組合が多い結果となっていることがわかる。

また，期間中に短期資金を１機関のみから借りた30組合(注1)について借入機関別に資金使途を聞いたところ（第２図），都道府県森連からのみ借りた組合の９割弱が，資金使途として「造林・林産等事業の運転資金」を挙げ，市町村からのみ借りたすべての組合は，資金使途として「造林・林産等事業の運転資金」を挙げた。一方で，農林中金からのみ借りた組合の４割弱が「販売事業の運転資金」，３割弱が「設備投資に伴うつなぎ資金」を，銀行からのみ借りた組合の５割弱が「造林・林産等事業の運転資金」，１割強が「設備投資に伴うつなぎ資金」を資金使途として挙げており，借入機関別に資金使途の違いがみられた。

第2図　借入機関別にみた短期資金の使途
（複数回答）

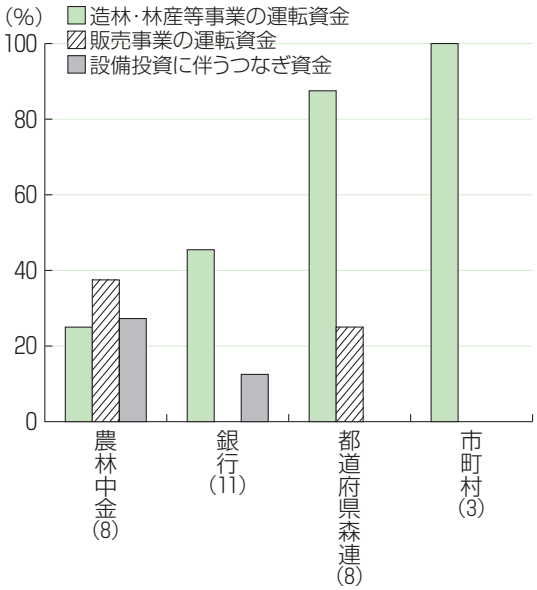

（注）（　）内は借入れている組合数。以下同じ。

（注１） 本アンケートでは，資金の借入先を複数回答で尋ねた。複数の借入先を回答した組合については，個別借入先に対する資金使途や借入先選択理由をクロス集計することができない。そこで，１機関のみから借入れを行っている組合を対象に，借入機関別の資金使途や借入先選択理由を集計した。その結果，集計の対象が資金借入れのある組合の約半分となっている。以下，第４図，第７図，第８図も同様の集計を行っている。

(2)　長期資金の借入先は農林中金が最多

14～16年度の３か年の間に長期資金を借り入れたことがある組合は，短期資金と同様に調査組合の６割弱（59組合）であった。その使途は，５割強の組合が「林産事業の設備（高性能林業機械等）取得」と答えている（第３図）。借入先は，農林中金が最も多く４割強の組合が利用していた。銀行は３割弱，日本政策金融公庫２割半ば，都道府県や信用金庫が１割半ばの利用状況となった。

なお，森林組合統計より全国の森林組合の借入先をみると，日本政策金融公庫が最も多く，次いで銀行となっている。既に述べたように，同統計と本調査では，短期資金と同様に調査対象期間に違いがあり，本調査の対象組合は，全国に比べ日本政策金融公庫や銀行よりも農林中金を利用することが多かった。このように，短期資金・長期資金ともに今回の結果は森林組合統計で

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp

第3図　長期資金の使途（複数回答）

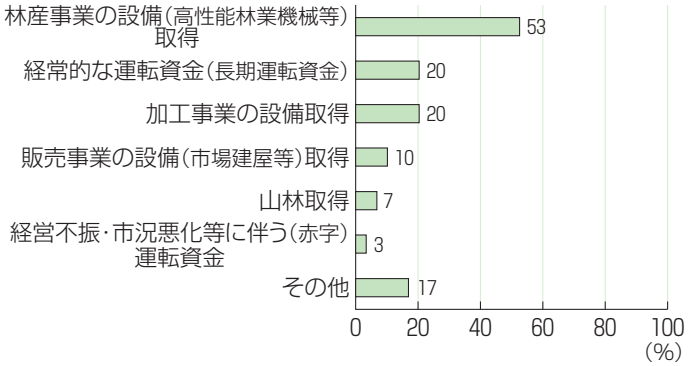

みる全国的な傾向と異なる点に注意が必要である。

また，期間中に長期資金を１機関のみから借りた35組合について借入機関別に資金使途をみると（第４図），都道府県や銀行，農林中金のそれぞれからのみ借りた組合では，「林産事業の設備（高性能林業機械等）取得」を目的に資金を借りた組合が多い一方で，同様の目的で日本政策金融公庫からのみ借りた組合の割合は少なく，１割強であるという特徴がみられた。

第4図　借入機関別にみた長期資金の使途（複数回答）

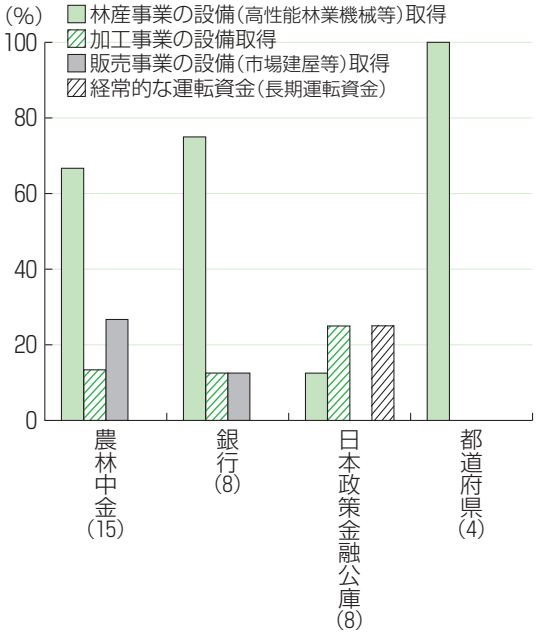

（3）　組合事業に対する理解が借入先選択理由

最も利用している借入先を選択する理由は，長短期ともに「組合事業に対する理解」が最も多く，次いで「融資の金利条件が良い」であった（第５図，第６図）。なお，短期では，「融資実行のスピード」が「長年のお付き合いで」よりも重視される一方，長期では，「長年のお付き合いで」が「融資実行のスピード」よりも重視されている。

また，短期資金の借入先が１機関のみとなっている30組合について借入機関別に借入先選択理由を確認すると（第７図），都道府県森連や市町村，農林中金のみから借りた組合では，８割前後が「組合事業に対する理解」を挙げたが，銀行では５割弱がそ

第5図　最も利用している借入先を選択する理由（短期資金）（複数回答）

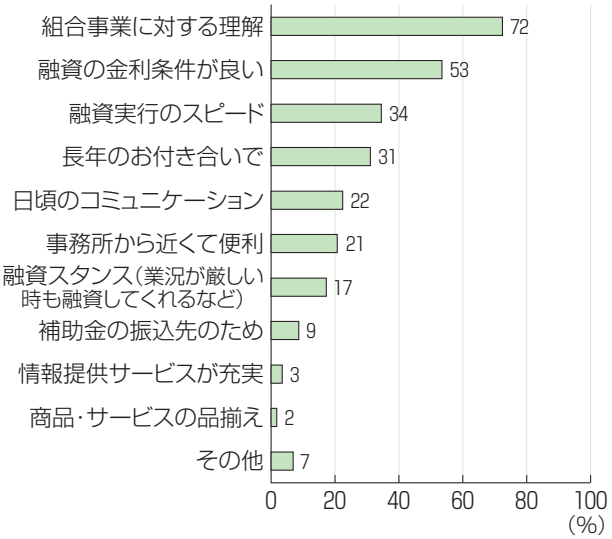

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp

第6図　最も利用している借入先を選択する理由（長期資金）（複数回答）

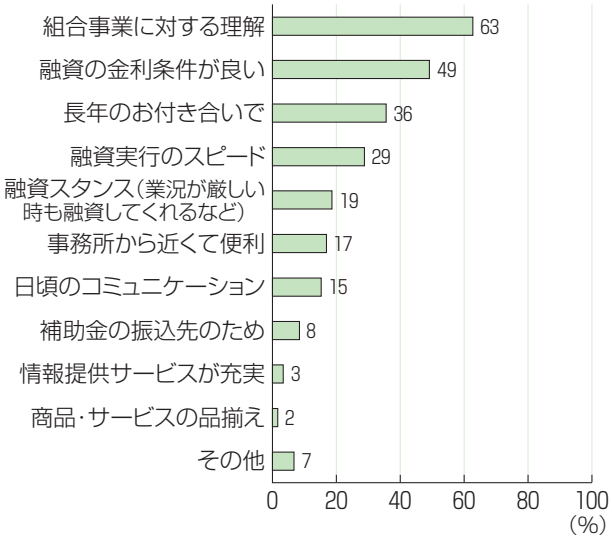

第7図　借入機関別にみた短期資金の借入先選択理由（複数回答）

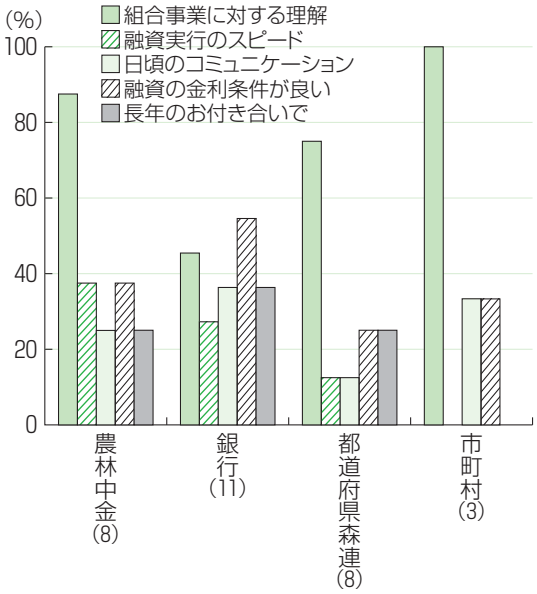

れを挙げるにとどまり，やや他機関に比べて低い結果となった。なお，銀行のみから借りた組合では６割弱が「融資の金利条件が良い」を挙げており，他機関と比べて最も高い借入先選択理由となっている。

次に，長期資金の借入先が１機関のみとなっている35組合について借入機関別に借入先選択理由を確認した（第８図）。その結果をみると，農林中金のみから借りた組合の９割弱が「組合事業に対する理解」を挙げたのに対し，日本政策金融公庫や都道府県，銀行のみから借りた組合では，５～６割と農林中金のみから借りた組合の同項目への回答割合に比べてやや低いことが確認された。また，銀行のみから借りた組合では，その５～６割が「融資実行のスピード」や「事務所から近くて便利」「融資の金利条件が良い」を選択理由に挙げており，他の機関のみから借りた組合より同項目への回答割合が高いことが確認された。

最後に，今後，資金借入れを検討する際に相談したい機関は，農林中金，銀行，都道府県森連の順番であった（第９図）。借入機関別にみた長短資金の借入先選択理由の結果を考慮すると，農林中金が相談した

第8図　借入機関別にみた長期資金の借入先選択理由（複数回答）

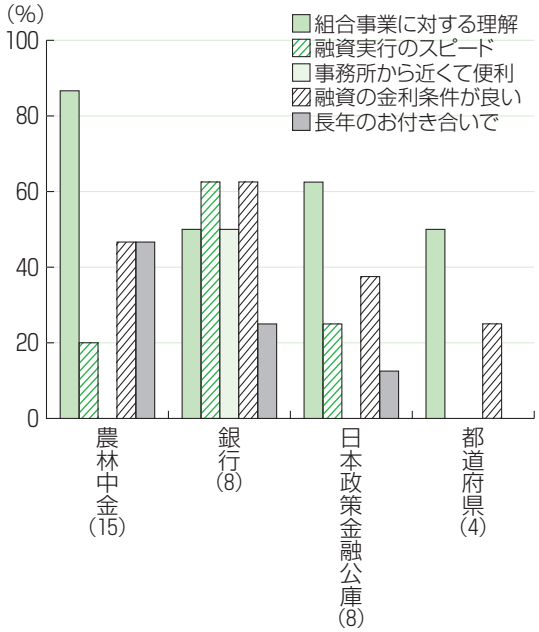

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp

第9図　資金借入時に相談したい機関等（複数回答）

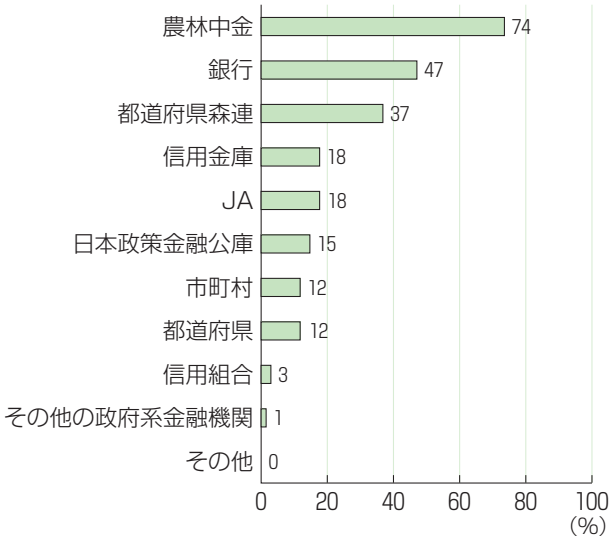

い機関に選択された背景の一つに農林中金が「組合事業に対する理解」をもっていることがあるのではないかと推察される。

3　市町村との関わり

17年６月に閣議決定された「未来投資戦略2017」および「骨太の方針」において，森林環境税（仮称）の検討と併せて，市町村主体の森林整備を推進することが示された。これにより，今後地域の民有林整備を進めるうえで，森林組合と市町村の関係がより重要になってくることが想定されるため，森林組合と市町村の関わりの現状について伺った。

なお，上記閣議決定を受けて，「森林経営管理法」が18年５月に成立し，19年度より「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）」が開始されることとなっている。

(1)　半数の森林組合が複数市町村を管轄

組合の管轄範囲は，「複数の市町村を管轄」が５割強，「１市町村のみ管轄」が３割半ば，「１市町村を他組合と管轄」が１割強であった。市町村との打合せ頻度は，週に１～２回程度が最も多く，次いで，２週間に１回程度，１か月に１回程度と続く（第10図）。市町村との主な打合せ内容は，民有林の整備に関連する内容が９割強を占めるが，「森林経営計画」や「集約化・明確化」のほか，「木質バイオマス利用」や「森林認証」「森林組合の行動計画」に関する打合せなどもある（第11図）。

第10図　市町村との打合せ頻度（択一式）

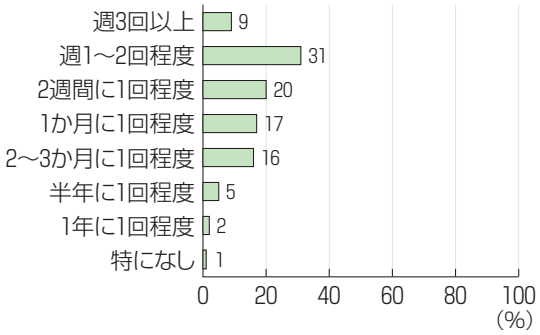

（注）　回答組合数は103。

第11図　市町村との主な打合せ内容

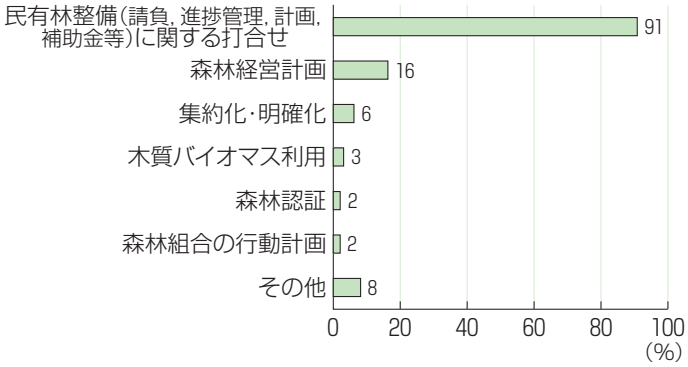

（注）1　自由記入内容から項目別にとりまとめた数値。
　　2　回答組合数は98。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp

(2)　市町村事業と組合との関わりは，主に市町村有林の管理・整備請負

組合が関わっている市町村の主な林務関係業務としては，９割弱が「市町村有林の管理・整備請負（委託）」，７割弱が「市町村森林整備計画」，４割弱が「特定間伐等促進計画」である。その主な業務の内容は，「森林整備（下刈，間伐等）」が７割強を占め，次いで「支障木伐採や除草，林道や景観等の維持管理」が３割を超えている（第12図）。

なお，「市町村単独の補助事業（国や都道府県事業への上乗せ補助を除く）」の有無について質問したところ，4割の組合が「ある」と回答した。その主な内容は間伐や作業道，造林などに関する事業である。

(3)　林地台帳の整備への森林組合関与は低い

林地台帳制度は，森林所有者の所在が不明な森林や林地の境界が不明な森林が増加するなかで，市町村が統一的な基準に基づき，森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する制度であり，16年の森林法の改正において創設された。

その林地台帳の整備状況については，不明が65％と最も多い（第13図）。16年度・17年度より整備推進，18年度より整備推進予定を合わせると35％である。今回のアンケートでは，林地台帳の整備が進んでいない地域が多い結果となった。また，林地台帳の整備に関する組合の関わり状況については，「関わりなし」と「林地台帳の整備が始まっていない」を合わせると８割強を占める。

なお，組合にとって林地台帳が整備・公表されることによって期待される効果，懸念事項について聞いたところ，「森林所有者特定の円滑化」が最も高く，次いで，「森林現況調査の円滑化」「境界明確化作業の円滑化」の順となっており，「素材生産業者との競争激化」や「山林土地売買の増加」などの懸念事項以上に効果が期待されている（第14図）。

第12図　市町村から受けている業務の内容

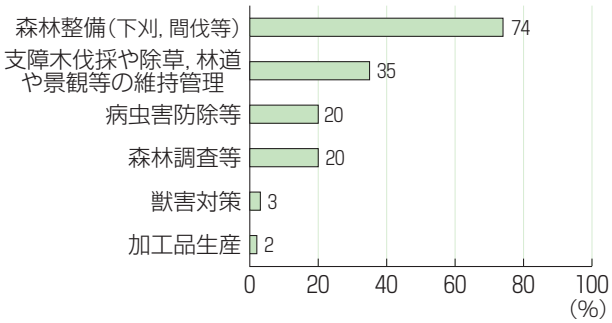

（注）1　自由記入内容を項目別にとりまとめた数値。
　　2　回答組合数は97。

第13図　林地台帳の整備状況（択一式）

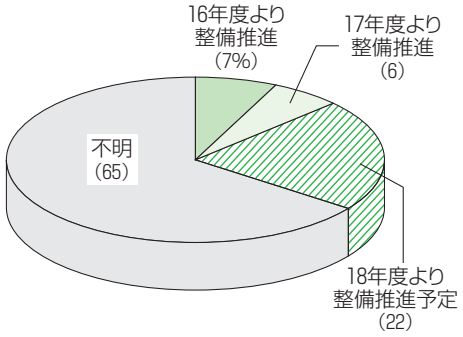

（注）　回答組合数は104。

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp

第14図　林地台帳への組合の期待・懸念事項（複数回答）

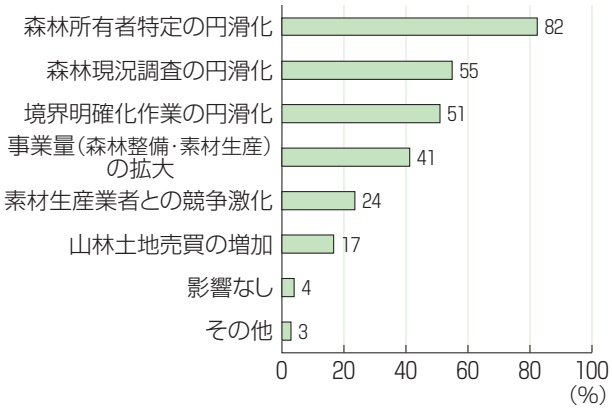

（注）　回答組合数は102。

おわりに

今回の調査の柱は２つあり，第一に，資金の借入動向について伺った。森林組合と金融機関との関係において，最も利用している借入先を選択する理由は，短期資金と長期資金ともに「組合事業に対する理解」であった。中規模・中小企業を中心にした金融庁による企業ヒアリング・アンケート調査（16年５月）においても，民間金融機関の選択理由は「事業に対する理解」が最も多かった。これらを踏まえると，金融機関は事業者の業務内容や今後の方向性を理解したうえで対応することが求められていると言えよう。

第二に，森林組合と市町村の現状の関わりについて伺った。その結果，６割の組合は２週間に１回以上，市町村と何らかの打合せを行っていること，また，９割弱の組合が市町村有林の管理・整備を請け負っていることなどから，森林組合と市町村との関係は深いと考えられる。

ただし，本アンケートによれば，森林組合の管轄範囲は，「複数の市町村を管轄」する組合が約半数を占めている。19年度より新たな森林管理システムが開始され，市町村が主体となった森林整備が始まる。今後，森林組合と市町村の関係がより重要になってくると想定されるが，森林組合が複数市町村にまたがる森林を一体的かつ効率的に管理ができるかどうかが課題となるだろう。

例えば，ある森林組合は管内の市町村数が29にのぼるという。自治体の広域連携協定により事務が共同処理されていれば，事務手続の業務負荷は軽減されるものの，市町村別に事務処理を行う場合は，それぞれに対応しなければならず業務負荷となる。また，新たな森林管理システムの実施体制を全国約1,700の市町村すべてに構築することは困難である。行政区域にとらわれた森林管理では効率性が損なわれる可能性があるため，複数の市町村による広域連携を進めることが合理的であろう。市町村と顔を合わせることの多い組合職員に，市町村横断的な森林整備を進める橋渡しとしての役割が期待される。

（あんどう　のりちか）

農林中金総合研究所
https://www.nochuri.co.jp